

目 次

令和4年12月15日（木曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	2
開会、開議	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
閉会中の継続調査及び継続審査結果報告	6
（総務建設常任委員会）	6
（教育民生常任委員会）	9
（決算特別委員会）	11
（議会活性化特別委員会）	15
委員長報告に対する質疑	16
（総務建設常任委員会）	16
（教育民生常任委員会）	16
（決算特別委員会）	16
（議会活性化特別委員会）	16
討論、採決（継続審査 請願第1号）	17
討論、採決（継続審査 議案第4号）	20
休憩（午前10時38分）	22
再開（午前10時50分）	23
議案の上程、提案理由の説明	23
（議案第1号～議案第11号）	
提案理由に対する質疑	35
（議案第1号～議案第11号）	
委員会付託	35
（議案第2号～議案第7号、議案第10号～議案第11号）	

討論、採決（議案第 1 号、議案第 8 号～議案第 9 号）	3 6
議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）	3 7
趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）	3 8
討論、採決（発議第 1 号）	4 1
散会（午後 0 時 0 4 分）	4 4

令和4年12月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 132 号

令和4年12月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年12月8日

土庄町長 岡野能之

- 1、期 日 令和4年12月15日（木）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和4年12月15日（木曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。傍聴席の皆さまにお知らせします。6月定例会より、議会の録画配信を実施しております。受付で説明がありましたとおり、映像に映り込む場合がありますので、ご了承の上、傍聴いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際は、マスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、傍聴席の皆様申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

去る10月13日、四国地区町村議会議長会会長から議員在籍20年の自治功労者として、井上正清議員が表彰を受けております。

これより、表彰状の伝達を行います。井上正清君。

（井上正清議員、登壇）

○議長（高橋正博君）

表彰状 香川県土庄町議会 井上正清殿。

あなたは町村議会議員として、20年の長きにわたり地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和4年10月13日 四国地区町村議会議長会会長 中城重則 代読。

○議長（高橋正博君）

表彰を受けられました、井上議員、誠におめでとうございます。皆さまともにお慶びを申し上げます。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

続きまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和4年12月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案の議案につきましては、専決処分の承認についてが1件、補正予算関係が4件、条例関係が2件、香川縣市町総合事務組合に関してが2件、工事請負契約の締結が2件の合計11件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

去る12月8日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る12月8日に、委員会室におきまして、12月定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日、12月15日から12月22日までの8日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査結果を各常任委員長、議会活性化特別委員長から、また、継続審査結果を総務建設常任委員長、決算特別委員長から報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

続いて、請願第 1 号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願について討論、採決を行います。

次に、令和 3 年度決算認定について、討論、採決を行います。

次に、執行部より、議案第 1 号から議案第 11 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第 2 号から議案第 7 号、議案第 10 号から議案第 11 号を各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第 1 号、議案第 8 号および議案第 9 号の討論、採決を行います。

続いて、発議第 1 号「前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置について」の趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いいたします。

16 日から 21 日までは休会とし、22 日は始めに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。

続いて一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります 12 月 6 日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第 2 号から議案第 7 号、議案第 10 号から議案第 11 号までの討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣と閉会中の継続調査申し出について、採決をお願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、12 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から 12 月 22 日までの 8 日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和4年12月15日（木曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（小川 務君）	2 番（井藤茂信君）	3 番（大野一行君）
4 番（鈴木美香君）	5 番（福本達雄君）	6 番（三木俊明君）
7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	参事兼企画財政課長（鳥井基史）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（堀 康晴）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	出 納 室 課 長（須浪美香）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

開会、開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年12月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（高橋正博君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。諸般の報告は以上です。

会議録署名議員の指名

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において6番 三木俊明君、7番 濱野良一君を指名いたします。

会期の決定

○議長（高橋正博君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、12月15日から12月22日までの8日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月22日までの8日間と決しました。

閉会中の継続調査及び継続審査結果報告

○議長（高橋正博君）

日程第 3、閉会中の継続調査及び継続審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 三木俊明君。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

閉会中の令和 4 年 10 月 24 日ならびに 11 月 30 日に、総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容についてご報告いたします。

10 月 24 日の委員会では、総務課より、2 点説明がありました。

1 点目、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」について、昨今の電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、とくに家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、臨時的な措置として実施するものである。

対象世帯数は、全体で 2800 世帯を見込んでおり、給付額は一世帯 5 万円である。総事業費として 1 億 4743 万円を見込んでおり、全額国費である。なお、速やかな給付につなげるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分とさせていただきたいとの説明がありました。

委員から「事業内容から早急に開始する必要があるため、専決は致し方ないと思うが、丁寧な説明をお願いする」との意見がありました。

2 点目、土庄町が保有する 3 件の土地について売却を予定しており、売却方法は、一般競争入札による公募とし、広報やホームページで周知する予定である。遊休地については、今回のように売却も選択肢の 1 つとして検討していきたいと考えているとの説明がございました。

次に、商工観光課より地域雇用活性化推進事業について説明がありました。

国の採択を受け、デジタルを活用して独自の雇用創出策を展開することにより島内の雇用の活性化につなげていくものである。事業委託費が 2 年半で約 1 億 1 千万円となっており、小豆郡地域雇用創造協議会を設立し、小豆 2 町、商工会、島内の企業にも参加いただき、関係機関と一体となって取り組むとの説明がありました。

11 月 30 日の委員会では、まず総務課より 5 点報告がありました。

1 点目、第 3 回土庄町官製談合再発防止対策検討委員会の報告があり、今回の検討委員会では、委員会が作成した答申案が提出され、意見が交わされた。第 4 回の委員会は、12 月 20 日に開催を予定しており、最終的な答申内容が決定さ

れば、委員長から町長に答申が行われる予定である。答申書は、議員にも配布し、町のホームページにも掲載する予定との説明がありました。

委員から「議会の意見の反映について、どのように考えているのか」の質問に、答申書を議員に提示するので、町に対する要望等があれば、町長に対して提出していただきたいとの回答がありました。

また、委員から「答申が出た後の町の対応はどうなるのか」との質問に、答申の内容について、すぐに着手できるものと、少し時間が必要であるものがある。着手できるものについては、来年度4月に向けて着手の方向を決めたい。町としてどのようなスケジュールで取り組んでいくかは、当委員会に説明するとの回答がありました。

2点目、「価格高騰緊急支援拡大給付金事業」について、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業」が実施されているが、住民税課税者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外となっている。被扶養者も低所得であり、価格高騰による負担増を強いられていると思われることから、1世帯2万5千円を給付し、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を考えているとの説明がありました。

3点目、デジタル化の推進について、1つは新型コロナウイルスの感染拡大により、WEB会議が大幅に増加しており、会議用のモニター、カメラ、マイクを整備し、WEB環境の充実を図るもの。もう1つは、テレワークの需要も高まっており、職員が利用するパソコンをノートパソコンに更新し、テレワークだけでなく会議用として活用できるよう整備するもの。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するとの説明がありました。

4点目、選挙公営の拡大について、選挙における立候補の環境を改善するとの法改正の趣旨に鑑み、候補者の選挙運動などの費用の一部を負担する選挙公営の拡大を検討している。拡大される対象は、選挙運動用自動車の使用、同ビラの作成・同ポスターの作成の3つであり、財源は一般財源になるとの説明がありました。

委員から「この制度は初めてのことになるので、スケジュール等は余裕をもってやってほしい」「立候補の説明会のときに、詳しく説明していただきたい」という意見がありました。

5点目、旧戸形小学校跡地の利活用に係るサウンディング型市場調査についての説明がありました。町有地等の有効活用にあたって、民間事業者からアイデアを広く聴取し、利活用に関する意見や提案が町や地域住民にとって有意義なものであるかどうか。また、跡地等の市場価格や事業化の可能性について情報収集のための調査を実施しており、町としては初めて取り組んでいるとの説明

がございました。

次に、企画財政課から中期財政計画について、令和 5 年度から令和 9 年度までの中期財政見通しは、財政調整基金は年々減少し、令和 9 年度には約 15 億円程度まで減少する見込みである。一方、地方債残高は、事業量に比例して一時的に増加するが、令和 8 年度より減少傾向になる。また、地方債償還見込額は連続する大型事業により元金償還額が右肩上がりになる見込みである。

今後、人口減少により税収をはじめ、その他の歳入は減少傾向になる一方、増加見込みである社会保障費や公債費に備え、事業の徹底した見直しや実施時期の再検討、不用な町有地の売却やふるさと納税寄付金などによる自主財源の確保をさらに推進していく必要があるとの説明がありました。

また、旅先納税の取り組みについての説明もございました。

次に、税務課から土庄町老朽空き家除却に係る固定資産税の減免についての説明があり、危険空き家の除却を促進し、居住環境の整備および地域振興を税制面から支援するため、住民環境課が所管する、土庄町老朽危険空き家除却支援事業補助金の交付を受けて除却したことにより、土地の固定資産税が増額となる額を 2 年間減免する。対象は、令和 4 年中に取り壊したものから対象とするとの説明がありました。

次に、建設課から 3 点。

沖之島離島架橋事業についての進捗状況説明のあと、町道要鉄川西線道路改良工事について、事業用地提供者と用地取得と物件移転補償の合意が得られ、令和 5 年 1 月に土地譲渡に関する契約を締結予定。その後、移転先の新住居建築、引っ越し、旧住居の解体の流れになるとの説明がありました。

また、刈崎都市下水路事業の大谷ポンプ場整備概要についての説明があり、事業完了には約 10 年程度要するとの説明がありました。

現在、大谷ポンプ場幹線整備工事（1 工区）について、入札後審査型一般競争入札の公告を行っており、決まれば、工事請負契約の締結について 12 月議会で議案を提案する予定であるとの説明がありました。

次に、農林水産課からは 2 点。

1 点目、畜産業に係る飼料価格高騰対策支援事業について、燃料価格の高騰などの影響で飼料作物が高騰しており、畜産農家に深刻な影響を及ぼしているため、国、県とは別に町単独で飼料高騰対策支援金を支給するものとの説明がありました。

2 点目、農業経営収入安定化支援事業について、新型コロナウイルスの感染拡大が農業に与えている影響を考慮し、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償するため、農業保険法に規定されている農業経営収入保険に加入する農業者に対し、保険料の一部を支援するものとの説明がありました。

財源は、2つの事業とも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するとの説明がございました。

次に、商工観光課からは、劇場版「からかい上手の高木さん小豆島上映」について、香川県が実施しているさぬき映画祭の中で、令和3年度に県の文化芸術新人賞に町出身の山本宗一郎さんが受賞されたことから、受賞記念に小豆島で「からかい上手の高木さん」の映画が上映されることになった。広く島民の皆さんに告知したいとの説明がありました。

次に、第41回タートルフルマラソン全国大会が3年ぶりに1月20日（1月22日に訂正あり）に開催される。2000人規模の参加者を想定しており、安全対策、コロナ対策を準備しているが、今後のコロナの状況を見ながら開催の最終判断をすることになるとの説明がありました。

次に、産官学連携事業・小豆島マルシェとして、かどや製油、笠井ホールディングス、東京農業大学、みなと広域地域連携協議会と土庄町が連携して小豆島土庄町の食をPRする事業を12月9日から11日の3日間、東京都港区大門テラスで開催するとの説明がありました。

次に、土庄町物価高騰対策支援事業として、コロナ禍において物価高騰などで厳しい経営状況の町内事業所の営業継続を支援するため、香川県が行っている物価高騰対策緊急支援事業に上乘せして給付することを考えているとの説明がありました。

その他、瀬戸内国際芸術祭2022についての報告もありました。

所管6課の報告の後、継続審査となっている「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願について、事務局より一連の経過説明を受けた後、審査の結果、当委員会では不採択とするべきものと決定いたしました。

最後の意見交換では、土庄町官製談合再発防止検討委員会で答申が提出された後の議会の対応を協議し、来年1月中をめどに当委員会を実施し、執行部より答申の詳細な説明を受けたのち、議会の要望を取りまとめ町長に対し、要望書を提出する方向で対応することとなりました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

閉会中の令和4年11月30日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

まず、健康福祉課から 3 点。

1 点目、特定不妊治療費助成事業について、不妊治療の保険適用化に伴い、本年 4 月以降に保険適用となった不妊治療に係る医療費および保険外診療の治療費について助成を実施する。

助成対象は、医師の診断に基づき実施される不妊治療であるもの。また、男性不妊治療および医療機関までの往復交通費も対象とする。助成金額の上限は、治療ステージにより変わるが、保険診療または先進医療の併用の場合は 7 万 5 千円か 15 万円。保険外診療の場合はその倍とすると説明がありました。

2 点目、新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進を実施する町内の医療機関に対し、香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助成金（補助金）の交付要件に満たない部分に対して、接種一回当たり 1000 円の補助金の交付を実施する。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するとの説明がありました。

3 点目、出産・子育て応援交付金について、国の補正予算の事業であるが、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援をつなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援（計 10 万円相当）を一体として実施する事業内容である。

妊娠届出時や出生届出後の面談実施後に応援ギフトとして各 5 万円相当を支援する。財源は国 3 分の 2、県 6 分の 1、町 6 分の 1 との説明がありました。

次に、住民環境課から 2 点。

1 点目、土庄町一般廃棄物最終処分場について、これまで報告した 8 カ所の候補地についてメリット・デメリットの説明があり、検討の結果、このうち 4 カ所に候補地を絞り、調査を進め適地を絞っていきたいと考えているとの説明がありました。

委員から「灘山の土地開発公社の用地も候補地として検討していくのか」との質問に、現在のところのり面是正等についてのめどが立っていない状況なので、候補地として今回入れていないと回答があり、委員から「ここから 4 カ所を中長期的に条件面や地元交渉などを検討するとのことだが、それだけ時間がかかった部分は、そのまま島外搬出を続けていく考えなのか」との質問に、「処分場の建設となると相当の期間がかかると思われるので、経過措置を含めてほかの手段を考える必要がある。その一つとして島外搬出を延長することも考えなければならない」との回答があり、また、「小豆島町との協議はどうなっているのか」の質問に、「まだ正式には協議していない」との回答がありました。

2 点目、マイナンバーカードの取得状況と普及の取り組み、および安全性についての説明がありました。また、12 月議会で若年層のマイナンバーカードの普

及促進と子育て世帯への支援のため、マイナンバーカードを持つ子どもを対象に給付金を支給する予算を計上予定であるとの説明がありました。

委員からマイナンバーカードを持っているか、いないかで差別を受けるようなことはやめるべき、すべての子どもに支給すべきとの意見がありました。

次に、教育総務課から 2 点報告がありました。

1 点目、2 学期から土庄中学校、豊島小・中学校で AI ドリルを試験導入している。

学校では、授業の合間や自主学習の時間にタブレットを使ってドリルの学習を行い、家庭では、希望者について学校でドリルをダウンロードして、家に持ち帰って行っているとの報告がありました。

委員から「今の段階で、家で通信することはできないのか」との質問に、来年度に通信の方法を計画しているとの回答がありました。

2 点目、子ども子育て支援交付金の返還について報告があり、放課後児童クラブ事業の補助金について、会計検査院から全国的に指摘された例が、国から通知があり、利用人数が少ない土曜日に土庄町の放課後児童クラブの教室の子どもを系列の小豆島町の教室に連れて行き、併せて実施した場合は補助の対象に該当しないとのことで、平成 29 年、30 年、令和元年の 3 年間で国、県合わせて約 700 万円返還するようになるとの説明がありました。

以上で、閉会中に開催された教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

決算特別委員長 鈴木美香君。

○決算特別委員長（鈴木美香君）

おはようございます。

9 月定例会で本委員会に付託されました「令和 3 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定」について、閉会中に審査した結果を報告いたします。

本委員会は、10 月 4 日から 11 日まで開催し、初日には長門監査委員より、令和 3 年度決算審査の意見をいただくとともに、山本副町長から決算全体の概要について説明を受けました。

概要としては、令和 3 年度決算の一般会計と特別会計を合わせた歳入総額は 158 億 4586 万円で、前年度比 9.2%減、歳出総額は 142 億 9791 万円で、前年度比 10.6%減です。

一般会計の歳入は 113 億 2492 万円で、前年度比 13.3%減、歳出は 100 億 474 万円で、前年度比 14.7%減です。形式収支は、13 億 2017 万円の黒字となりましたが、前年度からの繰越金や財政調整基金の取り崩しを除いた実質単年度収

支は、約 2 億 2716 万円の赤字となりました。

歳入の主なものとして町税 14 億 4026 万円は、固定資産税の減、個人町民税の減、法人町民税の減、入湯税の減などにより、前年度比 4.6%減となっています。

また、普通交付税 33 億 2883 万円は、地域デジタル社会推進費の創設、臨時経済対策費・臨時財政対策債償還基金費の創設、公債費の増などにより、前年度比 13.8%の増、国庫支出金約 11 億 8484 万円は、住民税非課税世帯等臨時給付金の皆増、子育て世帯臨時給付金の皆増、特別定額給付金補助金の皆減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減少などにより、前年度比 52.2%の減となりました。

歳出の主なものとして総務費 23 億 6252 万円は、ふるさと納税推進事業費の増の一方、特別定額給付金事業費の皆減、土庄町庁舎建設事業費の減などにより、前年度比 45.7%の大幅な減となりました。

また、民生費 24 億 6868 万円は、四海こども園建設事業費の増、子育て世帯臨時特別給付金事業費の増などにより、前年度比 21.0%の増です。

衛生費 12 億 800 万円は、二酸化炭素排出抑制対策事業費の減、御影浄苑維持管理費の減、病院企業団負担金等の減などにより、前年度比 24.1%の減です。

農林水産業費 2 億 9750 万円は、漁港改良事業費の増、農林水産事業者への活性化緊急支援事業補助金の皆増、ため池ハザードマップ支援事業費の増などにより、前年度比 13.6%の増です。

商工費 4 億 4035 万円は、新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付き商品券事業費の皆増、新型コロナウイルス感染症対応営業継続応援金事業費の皆増などにより、前年度比 23.6%の増です。

土木費 8 億 5999 万円は、大谷ポンプ場新設・下水路長寿命化事業費の増、町道新設改良事業費の増、県営港湾整備事業費負担金の増などにより、前年度比 9.5%の増です。

消防費 4 億 4454 万円は、ポンプ車購入費の皆増、水道企業団消火栓維持管理負担金の増の一方、デジタル防災行政無線整備事業費の減などにより、前年度比 3.9%の減です。

教育費 6 億 9438 万円は、GIGA スクール構想に係る事業費の皆減、スクールバス購入費の減などにより、前年度比 13.8%の減です。

災害復旧費 189 万余は、災害被害が少なく、前年度比 80.1%の減です。

公債費 11 億 1099 万円は、長期債償還元金は 1 億 6272 万 8 千円の増、利子は 11 万 6 千円の減で、前年度比 17.1%の増です。

次に、特別会計の主なものについて、国民健康保険事業の歳出決算額は、18 億 6221 万円で、やすらぎプラザ空調改修工事などにより、前年度比 2.2%の増

です。

港湾整備事業の歳出決算額は 3096 万円で、前年度繰上充用金等の減により、前年度比 6.2%の減です。

介護保険事業の歳出決算額は 19 億 6487 万円で、介護サービス給付費の増により、前年度比 0.4%の増です。

福祉サービス事業の歳出決算額は 7915 万円で、職員の退職などの減により、前年度比 9.9%の減です。

後期高齢者医療事業の歳出決算額は 2 億 5428 万円で、保健事業などの一部が一般会計に移管されたことにより、前年度比 2.4%の減となっています。

概要に続いて、各課の審査においては、決算額や成果など詳細な説明を受け、質疑を経て、認定の賛否を問いました。また、本年度の重要施策についても意見交換を行いました。

当委員会としては、慎重に審査した結果、全ての決算を認定すべきものと決したことを、ここにご報告いたします。

次に、審査の過程で各委員から出された質疑・意見などを所管課ごとに報告します。

まず、総務課です。

委員から、消防団員の報酬は、いつから個人に支払われているのかの質問に、国から消防団員に直接支給するよう通知があり、令和 4 年度から直接支給していると回答がありました。また、コミュニティ助成は毎年、定期的に受けられるのかとの質問に、コミュニティ助成事業の目的に沿ったものであれば、自治会から申請をいただき、宝くじ振興協会に採択されたものについて助成していると回答がありました。

次に、企画財政課です。

空き家バンクで移住者に好まれる物件の傾向について質問があり、賃貸物件、即居住が可能、駐車場付きや家庭菜園ができるスペース、利便性のいい場所が挙げられ、最近ではペット飼育可能な物件等を求める方が増えているとの回答がありました。また、バスの補助金についての質問があり、県からの補助金は、利用者状況が悪化するほど補助率が下がるので、バスに乗ってもらえるよう広報していると回答がありました。また、結婚新生活支援事業を町の事業として検討してほしいといった意見がありました。

次に、健康福祉課です。

委員から福祉関係の事業が増えているが、職員数は足りているか、事業は回っているのかとの質問に、保健師、社会福祉士は公募してもこない状況で、一杯一杯で業務を行っているとの回答がありました。小豆島ナースサポートセンターの実績についての質問に、問い合わせが 95 件、同センターを介して 54 人が

就職したとの回答がありました。また、敬老事業の金額を見直すべきといった意見がありました。

次に、税務課です。

町民税にコロナの影響があったのかとの質問に、町民税が1400万円減っている要因は、納税義務者数の減と考えられるが、コロナの影響がでているかどうか分析はできていない。また、相続財産管理人は、司法書士もできるので経費節減のために検討してはどうかとの意見がありました。

次に、教育総務課です。

委員から奨学金の返還について質問があり、大学、専門学校を卒業し、1年間は保留期間があり、その後借りた期間の倍の期間で返済する。10年以上前の未納が1件あると回答がありました。

次に、生涯学習課です。

委員から、残石記念公園の運営について質問があり、冬場の運営が厳しい上に、コロナの影響もあるが、できることは職員も一緒にやっていく。また、働く婦人の家運営費の国庫補助金返還についての質問があり、目的外使用のために国庫補助金を返還したとの回答がありました。

次に、住民環境課です。

委員から、海上監視活動について質問があり、北浦漁協に依頼し、御影浄苑からの海洋流出、のり面等の危険確認を海上から行っているとの回答がありました。また、御影運動公園維持管理委託について質問があり、琴塚自治会に公園全体の管理を委託しているとの回答がありました。

委員から遺骨残骨灰に混じっている金・銀・パラジウムなどを回収して町の財源に活用できないかとの質問に、遺体の所有権の問題もあり、今後研究させていただくとの回答がありました。

次に、農林水産課です。

委員から次世代産業育成モデル事業について廃止はできないかとの質問があり、国費を返還しなければならないので慎重に検討していると回答があり、また、今後はどのようにしていくのかとの質問に、町、県のホームページ、金融機関、大学に周知し何件かの見学はあった。今後も公募を続けていくとの回答がありました。そのほか有害鳥獣の被害は減少傾向にあるのかとの質問に、令和2年、3年については減少傾向にあるとの回答がありました。

次に、建設課です。

委員から耐震リフォームの補助金がなぜ商品券なのかとの質問があり、地元業者で使用してほしいので商工会の商品券にしていると回答がありました。

次に、商工観光課です。

地域おこし企業人について質問があり、総務省の地域おこし企業人交流プロ

グラムを活用し、民間企業から社員を受け入れ、修学旅行などの教育旅行の誘客促進などに努め、成果を残したと回答がありました。

また、地域資源活性化事業のモンベルとの連携事業についての質問に、土庄町の自然とアウトドアの魅力を発信するため、アウトドアブランドのモンベルのホームページや会員誌などを活用し、情報発信を行ったほか、ハイキングイベントを実施したと回答があり、豊島のレンタサイクル事業は民間事業者が運営できないのかとの質問に、可能な民間事業者があれば協議をしたいと思うが、収益によってはやめてしまう可能性があるため、ある程度行政が入っているほうがよいと思うとの回答がありました。

そのほか小瀬、千軒は景色が良く道路が広いので今後、活用してほしいという意見や職員の残業が多いなら、事業の見直しを考えてほしいとの意見がありました。

以上で、当委員会に付託されました決算認定の審査結果の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

議会活性化特別委員長 三木俊明君。

○議会活性化特別委員長（三木俊明君）

おはようございます。

閉会中の令和4年10月24日に議会活性化特別委員会を開催しましたので、その内容についてご報告いたします。

今回は、議会でのペーパーレス化に向けてと、議会基本条例について協議をしました。

まず、はじめに12月議会までに完全ペーパーレス化を目標とすることについて審議を行いました。委員から、「タブレットの運用には個人差があるので、全員がきちんと使えるようになるまで紙資料は残すべき」「目標に向けて動くべき、できなければ委員会の中で、より使いやすい方法を検討していく必要がある」「まずは、各委員会からペーパーを廃止してはどうか」などの意見がありました。

当委員会の結論としては、12月議会の完全ペーパーレス化に向けて、各委員会の審議からペーパーレス化を実施していくことを当委員会から議長を通じて各委員会にお願いをする。その上で、各委員会から改善してほしい意見等を当委員会にもらった上で、執行部に対し、議会の要望として申し入れをしていく流れで進めることで全員の了解を得ました。

続いて、議会基本条例については、当委員会設置当初から設置目的であるが今、進んでいない。来年度の議員改選までに期間がなく、結論を出すのは難しい。3月末まで審議した内容を議長に提出し、改選後の議員に継続して審議して

もらえるよう申し送りすることで全員の了承を得ました。

以上で議会活性化特別委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

決算特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、決算特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

議会活性化特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議会活性化特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（継続審査 請願第1号）

○議長（高橋正博君）

日程第4、継続審査 請願第1号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願について討論を行います。

本請願に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

10番 井上正清君。

○10番（井上正清君）

これまで2回の勉強会に参加し、お話も聞かせていただきました。また、香川県の対応状況の資料も確認いたしました。自分なりに情報を集め精査した上で、今、種子条例の制定を求めることが必要との結論に至りませんでしたので、委員会の結論どおり不採択とすべきものと考えております。よって、反対いたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

種子は食料の根幹に関わる大事なものです。安全安心、安定供給が大前提、種子法が廃止され種苗法も改定となった農業を企業と捉え、経済の原理に引きずられてはいけないと強く感じています。

今、日本の食料自給率は38%、もう食料を海外から買ってよい時代ではありません。せめて、主要作物、米、麦、大豆を死守するためにも、種子条例は必須だと考えます。よって、私は賛成をいたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

5 番 福本達雄君。

○5 番（福本達雄君）

反対討論いたします。

勉強会での話を聞き、香川県の対応状況の資料も拝見いたしました。種子法廃止後、香川県は、要領及び細則で対応しているとのことであり、現場等から問題が起きているとの話は聞いておりません。

委員会の審査の結果のとおり不採択とすべきが妥当であると考えますので、反対いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

3 番、大野です。この種子条例については、たいへん難しい、本当に難しい問題ではありますが、よくよく見ますと、日本の農業を守るというのが原点になっておりまして、他府県でも意見書、かなりの数を取り上げられています。土庄町がするということじゃなくて、意見書ですので、私は賛成の立場でございます。発言終わります。

○議長（高橋正博君）

ほかに（討論ありませんか）。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

私も反対の立場から討論を申し上げます。提案者が開催されました 2 回の勉強会に参加いたしました。

1 回目では、種子を管理、継承していくことの大変さは理解をいたしましたが、具体的な種子条例の必要性が分かりませんでした。

2 回目では、種子法と遺伝子組み換えとかゲノム編集とかの説明がございましたが、関連性が理解できず、種子条例によって何ができるのかも分かりませんでした。個人的にいろいろと調べてまいりました。農業試験場で話を聞き、現在の状況と、これらのこれからの予測についてお話を聞きました。結果、今までとは変わっていないということでございました。この方は、米のほ場にいらっしやった方です。

また、農協や農業者にも、種子法がなくなったことの問題点を聞きにまいりましたが、具体的な話を聞くことはできませんでした。

また、県からの回答書にも、今までの種子法があったときの方針を変えないということでございます。

種子法は、米、麦、大豆の3種類を戦後の食糧不足に備えた安定供給確保を目的としたものであり、8条文の中には、3品種の奨励品種指定試験の義務が都道府県単位にあるとされておりますが、品種開発や公的育種や種子生産のことが書かれておらず、関係ないのではと考えております。今では奨励品種の大部分は、県が独自に開発した地域のブランド品種となっております。懸念される種苗の管理は、2021年4月に改正された改正種苗法に引き継がれ、種子の権利が明記されており、地域で独自開発した品種に関しても、種苗法で守られております。全国で種子条例が制定されておりますが、各地域で自由に制定できる条例だからこそ、長野ではソバ、北海道ではエンドウ、インゲンなどが含まれており、対象となる作物は都道府県で差異があります。

今まで調べたところでは、改正種苗法で安定生産や供給はある程度守られると考えますが、種子条例は地域の事情に応じて、種苗法を補完するものだと考えます。なので、現在、県が制定している要領において、特に問題は無いと思っておりますが、小豆島のことを考えるのであれば、現在の要領、もしくは新しく条例を制定するものにオリーブを明文化していただければというふうに個人的には考えております。

また、今後、公的資金の不安に関しましては、現在ある種苗法の中で法律にのっとって、国と地方の責任を議論し、必要であれば種苗法を改正することが現実であるのではないかと個人的には考えております。よって、今回の請願には反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

賛成討論を行います。

種子法の廃止は、今でも低いわが国の食料自給率をさらに引き下げる危険性をはらんでおります。

特に、わが国の食料主権がアメリカ農業資本により侵される可能性があり、県として条例を定めることは、「県として食の安全を保障する」、これを強化する役割を持っております。

食料供給を市場原理に委ねることは極めて危険です。

各県がそれぞれにおいて、食料主権を明確に主張するためにも、条例の制定は重要だと考えるものであります。以上で賛成討論を終わります。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。請願第 1 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立少数であります。

よって、請願第 1 号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。

討論、採決（継続審査 議案第 4 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 5、継続審査 議案第 4 号 令和 3 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

決算についての反対討論を行います。

まず始めに、決算全体についての評価ですが、必要な予算が適切に執行されており、おおむね問題はないというふうに考えております。その上で個別において、来年度予算に反映していただきたく、個別の修正点を申し上げたいと思います。

1 つ目は、同和事業についてです。

旧来の同和事業の継続は、いたずらに住民を分断し対立をあおる要因になっ

ています。必要な福祉施策をはじめとした民生施策は、住民誰もが使える制度に一般化するべきです。また、改良住宅は、住民誰もが入居できる住宅へと制度の改善を図るべきです。

教育について、身分制度による差別の問題は、歴史教育の中に位置づけ、科学的に行うべきであり、部落解放同盟による偏った人権教育は速やかに終結するべきであります。

2つ目、マイナンバー制度の予算執行についてであります。

個人情報保護委員会は、マイナンバーに関係する個人情報の流出について、3万5000件に上ると先日発表いたしました。国、県、町、誰も責任が取れないマイナンバー制度は中止するべきであります。制度そのものに反対する立場から、決算に反対いたします。

3つ目、コロナ関連予算の在り方について、コロナにより生活に大きな影響が出た世帯についての支援金支給について、支給対象者を一方的に町教育委員会が決定し、住民のSOSを受け付ける窓口さえ作らず、支援金支給を受けることができなかった学生、専門学校生が多数出ました。一方的に町の都合で支援者を決めるやり方は、今後二度と行うべきではありません。必ず住民のSOSに耳を傾け、対応するよう改善を求めたいと思います。

4つ目、次世代型産業モデル事業について反対をいたします。

野菜工場事業について、また、太陽光発電の事業については、まず住民への説明が極めて不十分なまま強行された点については、民主的な行政運営とは乖離しており、このようなやり方は到底認められません。

野菜工場はやりっ放しで、当初の説明は何ひとつ実現されていません。当然、事業の決算も認定することはできません。

5つ目、費用弁償の在り方について、宿泊費の定額支給はやめるべきです。必要な経費は実費で支給するべきです。

6つ目、町長や議長の交際費の詳細について公開をするべきだと思います。行政の透明性が高まるので、実施を検討していただきたいと思います。

以上で決算における反対討論及び次期予算についての討論は終わりたいと思います。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

5番 福本達雄君。

○5番（福本達雄君）

令和3年度決算の認定について賛成の立場から発言いたします。

決算特別委員会の中で執行部から詳細な説明を受け、異議のある点については各委員から質問を行い、十分な審査の結果、認定するものとされておりますので賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

私、決算特別委員会の委員長として全部認めたというかたちになっておりまして、これはいびつな矛盾があることは認めます。経験値が低いことで、こういうことになったということをご了承いただきたいと思います。その上で、マイナンバー関連の事業予算に関しては、漏えいの危険性を従来から訴えてきました。1点目は、マイナンバー関連の事業予算に反対です。

もう1つ、コシノジュンコ氏の1000万を超える町単独の費用、予算案は町として必要不可欠な事業なのかが疑問が尽きません。よって、この件についても反対します。

以上、2点の意味において私は、予算の決算に反対します。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、令和3年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については認定することに決定しました。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで、暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時50分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

先ほど、総務建設常任委員会の説明の中で、第41回ターゲットフルマラソンの開催日を1月20日と申し上げましたが、1月22日の誤りでございましたので、報告いたします。失礼いたしました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～議案第11号）

○議長（高橋正博君）

日程第6、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度土庄町一般会計補正予算（第4号））の件から、日程第16、議案第11号 工事請

負契約の締結についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、「令和 4 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）」について令和 4 年 10 月 24 日専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正内容につきましては、3 ページから 14 ページになります。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。

歳出としまして 12 ページ、13 ページをお願いします。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、18 目 価格高騰緊急支援給付金事業費の価格高騰緊急支援給付金事業 1 億 4730 万円は電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、臨時的な措置として令和 4 年度分の町民税均等割が非課税である世帯、または予期せず令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が令和 4 年度分の町民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、一世帯につき 5 万円の給付を行うものです。

国において申請期限が令和 5 年 1 月 31 日までと示され、事務手続き期間等から、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分いたしました。

15 ページをお開きください。

議案第 2 号、令和 4 年度土庄町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。

歳出としまして 30 ページ、31 ページをお願いします。

1 款 議会費、1 項 議会費、1 目 議会費の職員給与費から 56 ページ、57 ページの 10 款 教育費、4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の職員給与費まで、特別職・一般職にかかる人件費について、人員配置の変更に伴い合計 2079 万 3 千円の減額となります。

30 ページ、31 ページの下段にお戻りください。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の総務事務費は、庁舎内の複合機に係るコピー代の不足額 115 万円および新規設置した 3 台に係るリース料 13 万円、庁舎の正面玄関に設置しているサーモカメラの反応が悪いため、より精度が高いもの買い替えるとともに、とのたる館への設置分も合わせて計 5 台購入する費用 43 万 8 千円を計上いたしております。サーモカメラ購入費に、コロナ臨交金を充当いたします。

3 目 財政管理費の財政事務費は、総務省主導のもと、地方財政の「見える化」の一環により、地方自治体の単独事業経費について詳細に把握する必要があることから、財務会計システム改修費 121 万円を計上しております。特定財源はございませんが、特別交付税が 50% 交付されます。

32 ページ、33 ページの上段、7 目 企画費の豊島地区シャトルバス運行事業は、燃料費の高騰により不足見込額 38 万円を計上いたしております。

続いて、域学連携交流事業 8 万 6 千円は、設置しているサーモカメラの反応が悪いため、総務課と同じもの買い替えをいたします。コロナ臨交金を充当します。

12 目 高度情報化推進費の行政情報システム管理事業 1412 万 6 千円は、コロナ対策のため WEB 会議用やテレワーク用のデジタル機器を整備する費用でございます。現在、各課に WEB 用ノートパソコンを整備していますが、消防団事務局にないことから 1 台整備します。また、分散業務に柔軟に対応するため会議室などにプリンターを 3 台整備します。

また、WEB 会議を推進するため、主要な会議室にモニターなど計 10 台整備します。さらに、柔軟な分散業務およびテレワークに対応するため、職員用のノートパソコンを 50 台整備いたします。全額、コロナ臨交金を充当します。

18 目 価格高騰緊急支援給付金事業費の価格高騰緊急支援拡大給付金事業 558 万 1 千円は、10 月に専決しました非課税世帯への価格高騰対策の補助対象外となっていた課税者の被扶養者世帯に対して支援金を給付するために必要な費用でございます。この被扶養者世帯は非課税であることが要件となります。10 月に専決した国庫補助事業では、非課税世帯に対して 5 万円を給付いたしますが、今回の課税者の被扶養者世帯に対しては 2 万 5 千円を給付します。税制上、扶養者が被扶養者の生活を支援する責任が生じることから、給付額を半額としております。対象世帯を 216 世帯と見込んで計上しております。全額、コロナ臨交金を充当いたします。

34 ページ、35 ページの上段、3 項 戸籍住民基本台帳費、1 目 戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業 16 万 8 千円は、会計年度任用職員の不足する見込みである通勤手当として費用弁償、マイナンバーカードの出張申請に係る職員旅費および国から借用しているタブレットと、Wi-Fi ルーターを 12 月に返

却する必要がある、代替品を購入するための備品購入費を計上しています。出張申請の旅費とタブレットの購入費の一部に国費を充当いたします。

続いて、マイナンバー戸籍・住基システム整備事業は、マイナンバーでの戸籍の広域交付に向けて、事前準備としてシステム改修費 413 万 6 千円と生体認証機・スキャナの備品購入費 27 万 5 千円を計上しています。全額、国費を充当いたします。

中段、4 項 選挙費、4 目 香川県議会議員選挙費の香川県議会議員選挙費 21 万 5 千円は、物価および労務費の上昇に伴い不足する選挙ポスター掲示板作成委託料を計上しています。全額、県費を充当いたします。

36 ページ、37 ページ、3 款 民生費、1 項 社会福祉費、2 目 高齢者福祉費の感染対策用品等購入費補助事業 100 万円と、次のコロナ禍における物価高騰対策補助事業 192 万円は、9 月補正において町内の福祉関連事業所に対して同様の補助金を補正いたしました。今回は同じ内容で公共の事業所へも補助いたします。具体的には、小豆広域が運営する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、訪問介護事業所、デイサービスセンターふれあいとのしょう、居宅介護支援事業所であります。全額、コロナ臨交金を充当いたします。

また、9 月補正で予算化した各事業にもコロナ臨交金を充当するため、財源更正をいたしております。

3 目 障害者福祉費は、9 月補正した感染対策用品等購入費補助事業 80 万円とコロナ禍における物価高騰対策補助事業 95 万円にコロナ臨交金を充当するため、財源更正をしております。

6 目 隣保館運営費の隣保館維持管理費 2 万 8 千円は、施設内で利用するコロナ対策の消耗品を計上しています。全額、コロナ臨交金を充当します。

7 目 国民健康保険費の国民健康保険事業 5 万 6 千円の減額は、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額であります。

38 ページ、39 ページの下段、2 項 児童福祉費、1 目 児童福祉総務費の乳幼児医療費支給事業は、未就学児に対する医療費の不足見込額 206 万 9 千円を計上しています。公費負担分として、県費 16 万 2 千円を充当予定です。

続いて、子ども医療費支給事業は、不足する見込みである医療費 247 万 1 千円を計上いたしております。

続いて、香川県子育て世帯生活支援特別給付事業は、県がコロナ臨交金を財源として、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策として実施する給付に係る費用 265 万 7 千円を計上しています。非課税世帯の子どもを対象としており、一人当たり 2 万 5 千円を給付します。市町は、児童手当受給世帯であるふたり親世帯の子どもに給付し、県は、特別児童扶養手当受給世帯であるひとり親世帯の子どもに直接給付いたします。全額、県費を充当いたします。

続いて、子育て世帯物価高騰支援特別給付事業 1735 万円は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰により、生活に打撃を受けている子育て世帯を支援するため、18 歳までの子ども一人につき 1 万円を給付する費用であります。全額、コロナ臨交金を充当いたします。なお、支給時期につきましては事務の都合上、マイナンバーカード取得者から先に支給してまいります。

2 目 児童措置費の児童手当支給事業は、年明けの 1 月からマイナンバーカードを活用した公金受取口座登録制度が開始されることを受け、児童手当の支給を紐づけるためのシステム改修費 33 万円を計上しています。この公金受取口座の登録は任意であるため、紙申請との併用となりますが、マイナンバーカードの活用を推進する観点から実施するものであります。

4 目 保育所費の私立・町外保育所運営事業 17 万 1 千円は、町内の私立保育所に対して、電気料等の高騰対策による運営支援として補助金を交付します。前年度と比較し、増加した額を補助いたします。全額、コロナ臨交金を充当します。

40 ページ、41 ページ、7 目 児童館運営費の児童館運営事業は、不足見込みである会計年度任用職員の通勤手当としての費用弁償 6 万 5 千円を計上しています。

続いて、児童館維持管理費 28 万 7 千円は、施設内で使用するコロナ対策の消耗品、燃料高騰により不足見込みである光熱水費と施設修繕費を計上いたしております。コロナ対策消耗品については、コロナ臨交金を充当いたします。

8 目 少子化対策費の特定不妊治療費助成事業は、昨年度までは、特定不妊治療の全てが保険適用外でございましたが、今年度 4 月より特定不妊治療に対して健康保険の適用が開始されました。昨年度までも県、町ともに利用者の負担を軽減するため助成していましたが、今回、県が新たな制度として助成を再開するため、町においても現行の制度を改正し、助成を継続いたします。そのための費用 225 万円を計上しています。

9 目 こども園費の公立認定こども園維持管理費は、園児の使用済み紙おむつを園内処分するための経費 82 万 1 千円、また土庄こども園のデッキ広場遮光ネットを、これまで手作りにて設置していますが、竹を使用しているため毎年作り替えなければならないことから、金属製のものに整備し直す費用 46 万 5 千円を計上しています。

紙おむつの処分については、コロナウイルス飛散防止、遮光ネットは 3 密回避の観点からどちらもコロナ臨交金を充当いたします。

10 目 放課後児童クラブ費の放課後児童健全育成事業は、会計検査院の指摘により、過去の事業内容を見直した結果、平成 29 年度から令和元年度にかけて補助要件を誤って解釈していたことが判明したため、国費、県費それぞれ 349 万 6

千円、合わせて 699 万 2 千円の返還金を計上いたしております。

42 ページ、43 ページ、4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費の感染対策用品等購入費補助事業 20 万円と、次のコロナ禍における物価高騰対策補助事業 10 万円は、9 月補正において町内の福祉関連事業所に対して同様の補助金を補正いたしましたが、今回は同じ内容で公共の事業所へも補助いたします。具体的には、小豆島中央病院土庄診療所であります。全額、コロナ臨交金を充当いたします。

また、9 月補正で予算化した各事業にもコロナ臨交金を充当するため、財源更正を行っております。

2 目 予防費の母子保健事業は、国の「出産・子育て応援交付金」の創設により、伴走型相談支援の充実および経済的支援出産・子育て応援ギフトを一体的に実施するため 670 万円を計上しています。財源として国費 3 分の 2、県費 6 分の 1 を充当いたします。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、医療機関が実施するワクチン接種に国費を財源とした県補助金が交付されますが、接種回数に係る一定基準を満たす必要がございます。この基準をクリアできなければ、県補助金が交付されないことから、コロナ臨交金を活用し、接種回数に応じて医療機関へ協力金を助成する費用 662 万 9 千円を計上しております。

3 目 環境衛生費の環境対策事業 16 万 2 千円は、燃料費高騰により不足する見込み額を計上しています。

続いて、老朽危険空き家対策事業は、当初の見込みより県費の交付決定額が減額されたため事業費を調整するため 1280 万円を減額するものであります。

4 目 診療所費は、豊島歯科診療所運営事業債を充当するための財源更正をいたしております。

44 ページ、45 ページの上段、2 項 清掃費、2 目 塵芥処理費の塵芥処理事業は、職員の異動により不足する人員をシルバー人材センターの委託で賄っておりましたが、就業時間に制限があることから、会計年度任用職員として雇用し対応するため、不足する人件費 244 万 6 千円を計上いたしております。代わりに、シルバー人材センター委託料を 172 万 2 千円減額し調整しております。

3 目 し尿処理費のし尿処理事業は、会計年度任用職員の人員配置により必要となる通勤手当として費用弁償 7 万 7 千円を計上しています。

続いて、御影浄苑維持管理費は、燃料費高騰により不足する見込みである電気料 430 万円を計上しています。

下段、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、3 目 農業振興費の農業振興事業は、一次産業を PR するための動画を作成する費用 275 万円、農業経営収入安定化支援事業補助金 37 万 3 千円、合わせて 312 万 3 千円を計上しています。全額、

コロナ臨交金を充当いたします。

46 ページ、47 ページの上段、4 目 畜産業費の飼料価格高騰対策事業は、飼料価格の急激な高騰による負担を軽減するため、畜産農家に対して飼料購入費用の 20%を助成するため 300 万円を計上しております。上限額を 50 万円とし、6 経営体を見込んでおります。

5 目 農地費の町土地改良事業は、地元からの要望により生コンクリートなどの原材料を支給するため、町単土地改良事業補助金から組み替えをいたします。

続いて、ため池ハザードマップ支援事業は、昨年度にデータをまとめた唐櫃と甲生にあるため池のハザードマップの印刷経費 17 万 4 千円を計上しています。県費 2 分の 1 を充当いたします。

6 目 農業研修センター費の農業研修センター維持管理費は、燃料費高騰により不足する見込みである電気料 5 万 7 千円を計上しています。

中段、2 項 林業費、1 目 林業振興費は、9 月補正した原油価格高騰に係る緊急支援事業の財源としてコロナ臨交金を充当するため財源更正をいたしております。

下段、3 項 水産業費、1 目 水産業振興費も、9 月補正した原油価格高騰に係る緊急支援事業の財源としてコロナ臨交金を充当するため財源更正をいたしております。

48 ページ、49 ページ、7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費の商工業振興事務費は、産・学・官が連携して首都圏で食の PR を行うことを目的に、12 月 9 日から 11 日にかけて東京都港区で開催される「小豆島マルシェ winter2022」に参加するための旅費 13 万 8 千円を計上しています。全額、コロナ臨交金を充当いたします。

続いて、物価高騰等対策支援事業は、香川県が実施する「香川県物価高騰等対策緊急支援事業」への町上乘せ補助として 7272 万 1 千円を計上しています。全額、コロナ臨交金を充当いたします。

3 目 観光費の観光事務費 38 万 6 千円は、県外での SDGs の先進地現地研修に係る旅費、土庄町 PR 経費に加え、交通機関の運賃改定等に対応するための印刷製本費を計上しています。PR 経費に対しては、コロナ臨交金を充当いたします。

続いて、観光団体・イベント助成事業は、経営者が豊島出身の中庭住宅株式会社より、豊島の観光振興のため寄附金 30 万円をいただいたことを受けまして、これを財源に豊島観光協会に助成いたします。豊島観光協会は、壇山の維持管理経費に充てる予定です。

続いて、瀬戸内国際芸術祭事業は、瀬戸芸会期後の豊島の PR のため、豊島マップを増刷する費用 104 万 9 千円を計上しています。また、会期中、豊島内の

観光客の移動の足として運行をお願いしていた小豆島交通に対する運送費の赤字部分の負担金として県と折半した額 365 万円を計上しています。当初予算に計上していた豊島マップ作成経費の財源更正も含め、全額、コロナ臨交金を充当いたします。

続いて、地域資源活性化事業は、地域おこし協力隊が先ほどの SDGs の先進地現地研修に参加する費用 7 万 9 千円を計上しています。地域おこし協力隊に係る経費であるため、先ほどと分けて計上いたしております。

50 ページ、51 ページの上段、続いて、小豆島とのおしょう町ふるさと応援大使事業は、からかい上手の高木さんの映画を上映するための経費 94 万 5 千円を計上しています。来年 2 月 18 日または 19 日のいずれかに小豆島で 1 回の上映を予定しております。上映委託料については、さぬき映画祭と関係していることもあり、県もいくらか負担しております。

アニメによる観光客の誘致にもなることから、チケット販売収入を除いた町負担部分にコロナ臨交金を充当いたします。

下段、8 款 土木費、2 項 道路橋りょう費、1 目 道路維持費の町道維持管理費は、町道 3 路線の修繕費用 93 万円の計上です。

52 ページ、53 ページの上段、3 項 河川費、1 目 河川総務費の河川等維持管理費は、家浦地区水路修繕 16 万 5 千円であります。

中段、5 項 都市計画費、1 目 下水路建設費の社会資本交付金事業（都市下水路整備）は、大谷ポンプ場の整備に係る補償金の不足を工事費より組み替えをいたして対応しております。

下段、6 項 住宅費、1 目 住宅管理費の公営住宅維持管理費 33 万円は、大木戸住宅の改修工事の一環として、大木戸住宅の前にある港新町公園の木を伐採する費用を計上しています。

続いて、2 目 改良住宅管理費の改良住宅維持管理費は、燃料費高騰により不足の見込みである電気料と施設修繕費 31 万 5 千円を計上しています。

54 ページ、55 ページの上段、9 款 消防費、1 項 消防費、1 目 常備消防費は、9 月補正した常備消防感染対策事業 3 万 4 千円と、救急隊感染防止対策事業 34 万 3 千円、合わせて 37 万 7 千円にコロナ臨交金を充当するため財源更正をいたしております。

2 目 非常備消防費の非常備消防事務費は、消防団のコロナ対策のための消耗品費 26 万 2 千円を計上しています。全額、コロナ臨交金を充当いたします。

3 目 水防費の水防事業は、9 月 19 日、台風 14 号に係る消防団出動報酬の不足額 115 万円の計上であります。この経費の 2 分の 1 が、全国町村会災害対策費用保険で手当されます。

下段、10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費の教育総務事務費は、

毎年 2 月に開催しております瀬戸・高松広域連携中枢都市圏事業の劇団四季ミュージカル公演が新型コロナウイルス感染症拡大によりオンライン配信となったため、負担金 10 万 6 千円を皆減いたします。

続いて、教育振興事業は学級閉鎖の際に、タブレットにより家庭でも学習できる学習用ドリルのソフトと、モバイル Wi-Fi を整備する費用 136 万 8 千円を計上しています。モバイル Wi-Fi は、インターネット環境が家庭に整備されていない児童に貸し出しをいたします。コロナ臨交金を充当いたします。

56 ページ、57 ページの上段、2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校維持管理費は、豊島小学校プール棟の和式トイレを洋式化する費用 71 万 5 千円を計上しています。また、豊島小学校に新たな遊具を設置することにより、遊具利用の分散と屋外遊びへの誘導による校内での 3 密回避を図る費用 411 万 4 千円を計上しています。両方とも全額、コロナ臨交金を充当いたします。

下段、4 項 社会教育費、2 目 公民館費の公民館維持管理費は、燃料費高騰により不足する見込みである電気料 340 万 8 千円を計上しています。また、中央公民館の外壁が老朽化により落下し、危険であるための施設修繕費 18 万円、大部公民館のエアコンが故障しているため更新整備に係る経費 213 万 2 千円を計上しています。エアコンの撤去処分費以外はコロナ臨交金を充当いたします。

さらに、コロナ対策として総務課が要求しております同じタイプのサーモカメラを中央公民館と各地区館に設置します。費用は 86 万 2 千円で、コロナ臨交金を充当いたします。

また、刈崎公民館のトイレ改修工事費 500 万円を計上しています。現在ある共用トイレを男女別々にする工事でございます。コロナ臨交金を充当いたします。

4 目 図書館費の中央図書館維持管理費は、燃料費高騰により不足する見込みである電気料 338 万 3 千円とコロナ対策のためのサーモカメラ購入費 2 台分、17 万 6 千円を計上しています。サーモカメラ購入については、コロナ臨交金を充当します。

6 目 大坂城残石記念公園の大坂城残石記念公園維持管理費は、燃料費高騰により不足する見込みである電気料 57 万 9 千円、台風 14 号で破損した修羅の説明看板修繕経費 6 万 6 千円を計上しています。また、コロナ対策のためのサーモカメラ購入費 8 万 6 千円を計上いたしております。サーモカメラ購入費については、コロナ臨交金を充当いたします。

58 ページ、59 ページの上段、7 目 小豆島尾崎放哉記念館費の小豆島尾崎放哉記念館維持管理費は、燃料費高騰により不足する見込みである電気料 8 万 2 千円、コロナ対策のためのサーモカメラ購入費 8 万 6 千円を計上しています。サーモカメラ購入費については、コロナ臨交金を充当いたします。

8目 放課後子ども教室費の放課後子ども教室事業は、利用児童の増加に伴うスタッフの person 費と教材等消耗品費 168 万 5 千円を計上しています。

中段、5 項 保健体育費、3 目 体育施設費の体育施設維持管理費は、コロナ対策のため、各体育施設 7 カ所の和式トイレを洋式化します。

また、総合会館に空気清浄機 3 台を整備するとともに、サーモカメラ 2 台を買い替えます。費用は 514 万 8 千円で、全額、コロナ臨交金を充当いたします。

下段、11 款 災害復旧費、1 項 農林水産業施設 災害復旧費、2 目 農業用施設 災害復旧費の農業用施設 災害復旧事業 115 万円は、9 月 19 日の台風 14 号の影響により見目地区の農道脇の倒木撤去と黒岩地区ののり面が崩れたため池の護岸を復旧いたします。

3 目 漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業 51 万 1 千円は、こちらも台風 14 号の影響により地盤沈下している唐櫃漁港の護岸修繕と大量に漂着した海ゴミの処分費用であります。

60 ページ、61 ページの下段、2 項 公共土木施設災害復旧費、1 目 公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業 105 万 9 千円は、台風 14 号による被害対応などの経費 105 万 9 千円を計上しております。

15 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、1 億 7247 万 9 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 99 億 2025 万 1 千円となります。

次に、第 2 条、債務負担行為の補正については 20 ページ、第 2 表のとおり 1 事業について追加しております。

次に、第 3 条、地方債の補正については 21 ページ、第 3 表のとおり 1 事業について追加いたしております。

65 ページをお開きください。

議案第 3 号、令和 4 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 74 ページ、75 ページをお願いします。

5 款 保健事業費、3 項 特別総合保健事業費、1 目 保健運営事業費の職員給与費は、人事配置の変更に伴い 27 万 7 千円を減額しております。財源につきましては、一般会計繰入金と財政調整基金繰入金で調整をいたします。

65 ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 27 万 7 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 19 億 2916 万 6 千円となります。

77 ページをお開きください。

議案第4号、令和4年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして86ページ、87ページの上段をお願いします。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の一般管理事業55万8千円は、介護認定調査員の人件費でございますが、3名いるうちの1名がホームヘルパーを兼務していることから不足する部分について、会計年度任用職員の新規任用1人分を計上しております。

続いて、低所得者対策事業35万円は、離島地域の介護サービス利用者の負担軽減制度が今年度の4月に改正され、はまひるがお小規模多機能施設などが対象となったことを受け、補助金を計上しています。補助額の4分の3が県費の対象となります。

下段、4款 地域支援事業費、3項 包括的支援事業・任意事業費、1目 総合相談事業費、次の2目 権利擁護事業費、次の3目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の職員給与費は、人事配置の変更に伴い合わせて334万1千円を減額いたしております。

77ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます、今回の補正額は243万3千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと21億6198万3千円となります。

91ページをお開きください。

議案第5号、令和4年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして100ページ、101ページをお願いします。

上段の1款 地域包括支援センター事業費の職員給与費、下段の2款 サービス事業費の職員給与費は、ともに人員配置の変更に伴い、合わせまして230万6千円を増額しております。財源につきましては、前年度繰越金で調整をいたしております。

91ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます、今回の補正額は230万6千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと9162万4千円となります。

補正予算関係の説明は以上でございます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

続いて、議案第 6 号からご説明申し上げます。

議案書 104 ページをお開きください。

議案第 6 号 土庄町税条例の一部を改正する条例でございます。特別の事由として、老朽危険空き家を除却したことによる土地の固定資産税の増額分について減免を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 106 ページから 109 ページをご覧ください。

議案第 7 号 土庄町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案書の 110 ページから 114 ページをご覧ください。

議案第 8 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

香川県中部広域競艇事業組合が、令和 5 年 4 月 1 日から名称変更を行うことに伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議のうち、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書 116 ページから 120 ページをご覧ください。

議案第 9 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

議案第 8 号と同様の内容でございます。大鐔財産区管理者として提案するものでございます。

続いて、議案書 121 ページをお開きください。審議資料は 124、125 ページになります。

議案第 10 号 工事請負契約の締結については、(社会資本整備総合交付金) 町道沖之島線道路整備工事(橋梁下部工)(第 2 工区)を、入札後審査型一般競争入札の結果、契約金額 1 億 9917 万 5900 円で、株式会社トミウン代表取締役 丹生兼嗣と工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案書 122 ページをご覧ください。審議資料は 126、127 ページになります。

議案第 11 号 工事請負契約の締結についてでございます。

刈崎都市下水路事業大谷ポンプ場幹線整備工事(1 工区)について、入札後審査型一般競争入札の結果、契約金額 9097 万円で、有限会社東口組代表取締役 東口和生と工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 11 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から議案第 11 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 2 号から議案第 7 号までと、議案第 10 号から議案第 11 号までにつきましても、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解の上、質疑をお願いいたします。

質疑のある方はご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

3 番、大野です。

39 ページの子育て世帯の支援ですが、マイナンバーカードからってというのはやむを得ないかなと、これ全員なのかどうか質問だけです。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

こちらの支援事業につきましては、18 歳以下の全世帯の方にお配りするというかたちになっております。

○議長（高橋正博君）

ほかにごございませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 11 号までの全議案についての質疑はこれをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 2 号～議案第 7 号、議案第 10 号～議案第 11 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、議題となっております議案第 2 号から議案第 7 号までと、議案第 10

号から議案第 11 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号から議案第 7 号までと、議案第 10 号から議案第 11 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（議案第 1 号、議案第 8 号～議案第 9 号）

○議長（高橋正博君）

これより討論、採決を行います。

日程第 6、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号））についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 13、議案第 8 号 香川県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (高橋正博君)

日程第 14、議案第 9 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (高橋正博君)

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明 (発議第 1 号)

○議長 (高橋正博君)

日程第 17、発議第 1 号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長 (高橋正博君)

8 番 福本耕太君。

○8 番 (福本耕太君)

提出議案の説明を行います。

三枝邦彦前町長による違法不正行為及び背信行為を調査し、行政のゆがみを正すための特別委員会の設置について、議会が調査、報告、再発防止策を提案

することは議会の責任であります。

三枝邦彦氏が議員、町長時代に起こした事件、違法不正背信行為は、官製談合の1件の限りではなく、複数件に上ります。詳細は後述いたしますが、その全容を明らかにし、再発防止策を提起することは議会の責任であり、特別委員会の設置が必要です。

私が、特に大問題だと考えているのは、三枝前町長が政治力を背景に税金を懐に入れようとする一方で、納税義務から免れようとした点にあります。

官製談合により、税金を還流させて自分のものにしようとする一方で、他方では、納めるべき税金を納めないという二重の税金の私物化は、三枝氏が私腹を肥やす上で極めて計画的であり、悪質であります。着服の意図が浮き彫りになっています。①税金を懐に入れて、②税金を払わない、そこに来て、3番目に自己破産申請であります。この3つを合わせて考察すれば、三枝氏が税金をどうやって自分のものにしようとしてきたかがよく分かります、分かるはずです。

三枝氏の不正を調査する上で、官製談合だけを調査対象にしていたのでは到底見えない三枝氏の目的が、この3つを同時に見ることではっきりと見えてきます。

官製談合事件を執行部が調査することは大切なことではありますが、それだけでは駄目です。議会が委員会を設置して調査することにより、より深く真実が明らかになります。そして、三枝氏が起こした事件は、三枝氏が職員に不当な要求と圧力をかけ、同時に、町職員による町長への忖度と違法行為が容認され、行政がゆがめられてきたことも重大な問題です。土庄町が行政の資格と住民の信頼を取り戻すためには、特別委員会の設置が必要です。

これまで3月の委員会、そして本会議、6月、9月、この12月議会と提案をしております。私が指摘をしてきたとおり、1度も総務建設常任委員会では議論できていません。特別委員会が必要です。

以上で、特別委員会設置の提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

先の議会でも、質問を、このものに関しまして、質問しておりますが、設置の理由として、前町長による不正・背任行為等を調査すべき、また公務員法に基づく行政運営の徹底とございますが、調査の権限の根拠法が地方自治法第98条の第1項となっており、同条では普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書の検閲、議決の執行及び出納を調査することができるとなっております。

発議者が求める最終的な目的は、前町長に関する何らかの結論付けなのか。それとも、行政の事務執行に関する精査、検閲なのか伺います。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

三木議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに説明しましたように、この特別委員会の設置の目的というのはですね、三枝前町長による違法・不正行為・背信行為を調査して、そして、これを住民の皆さんに報告し、再発防止策を議会として打ち立てることにあります。以上であります。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

3番、大野です。私、賛成の立場で発言したいですが、

○議長（高橋正博君）

駄目です。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

重ねて言いますが、98条の第1項の権限は、当該事務に関する書類及び計算書の検閲、議決の執行及び出納の検査に制限されており、強制力のないものとされております。言い換えれば、前町長に関する調査は権限外と解され、行政の事務執行に関する調査しかできないのではないかと思います。どのように考えておられますか。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

以

上です。

○6 番（三木俊明君）

議長、申し訳ないんですが・・・

○議長（高橋正博君）

もう無理です。

○6 番（三木俊明君）

ええ、先ほど福本・・・いやいやあれをもろとるから一つだけ・・・

○議長（高橋正博君）

駄目なんです。

○6 番（三木俊明君）

駄目ですか。

○議長（高橋正博君）

ほかに、ございませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（高橋正博君）

発議第 1 号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

私は以前から述べておりますように、総務建設常任委員会で担当しうるいう

ふうなことを考えております。

また、今回、第三者委員会からの提案も出るというふうに聞いております。それをおきまして、委員長報告でもございましたとおり、各議員さんのご意見も聞きながら、この件を精査して町執行部に対しての答申を行うというふうなことになっております。そういう立場から今回は反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

3番、大野です。賛成討論いたします。

官製談合事件については、議会の提案もあり、行政側は誠心誠意取り組んでおられます。

行政は、ご存知だと思いますが、継続性があります。議会も継続性があるわけです。なぜ、調査をするかと申し上げると、過去の議会で本来なら議会がチェックするところが、チェックできないまま逮捕に至ったわけです。最初の委員会で申し上げましたが、逮捕に至るまで議会がチェックしないまま日本中に恥をさらしたわけです。

そして、新しいというふうに先ほどおっしゃいましたが、1つ申し上げときます。町長選挙のときに、町長の代理人から弁護士を通じて、私にある意味脅迫の文書きております。2通きました、東大出の弁護士です。三枝町長の代理人です。一町民に対して、こういうこともやっています。あり得ないことです。これ新しい話です。私、証拠持っています。

ほかにも、私が傍聴したときに虚偽の答弁しています。議会は何の注意もしません。さまざまな問題、談合だけではありません。本来あつてはならん議会で、誠心誠意答えなきゃならない。うそを言っちゃならない。これを平気でやってきたわけです。ある意味、行政の皆さんも被害者であるというふうに私は考えてます。そういう意味で、今度の新しい議会、3人新しく入りました。それぞれ期待をして、新しく入ってきたわけです。この町民の期待に応えるということは、議会が本来のチェック機関として働く、その期待の表れでもあります。ですから、そのことも踏まえて、この提案に賛成いたします。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

私も賛成討論なんですけれども、この間、3 回議員提案し、訴え続けていますが、前三枝町長の問題は談合事件だけではありません。独断専行のような事業が多々見受けられ、それらは今なお、町行政に負担を強いています。

彼が辞めたから終わったわけではありません。不透明で、疑問とも持たれる町運営のイメージを払拭するために、町行政のあるべき姿を正すためにも調査委員会は必要と考えますという立場で賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

先ほど濱野議員から言われた内容に対して、反論する立場から賛成討論をさせていただきます。

総務建設常任委員会でやるべきだとおっしゃってるんですけども、これも去年の 3 月からずっと総務建設常任委員会でやるべきだとおっしゃってるんですよ、これに反対する議員さん。だけど、3 月、6 月、9 月、今 12 月、1 年間ですね、全く総務建設常任委員会でやっていないんですよ。

私は、やっていないことがつまらんとかそういうことじゃなくて、総務建設常任委員会には、総務建設常任委員会でしなければならない仕事がたくさんあります。これはですね、総務建設委員会の三木委員長が、これを抱えるには仕事が重過ぎると、量的にも、質的にもという意味で、ずっと総務建設ではできないということを言ってきてますし、現実にやってないんですよ。だからこれは、そんなむちゃなことを言ったらいけないというふうに思います。

それと、第三者委員会についてですけども、第三者委員会は官製談合の件だけです。私たちがここで提案してるのは、官製談合だけの話じゃなくて、固定資産税の欠損処理の問題とか、それから、住民に対する虚偽発言であるとか、こういったことも踏まえた調査ということをおっしゃるんで、本来の趣旨に合わない反対討論というのは、議会を冒瀆するものだと思しますので、これはやめていただきたい。きちんと問題の趣旨にあった反対討論するのであれば、していただいた上で、きちんと討論していただきたい。そういう筋の通った議会にしたいという意味で賛成をいたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第1号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

散会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、13時より委員会室にて総務建設常任委員会を、終了後、引き続いて教育民生常任委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。

散 会 午後0時04分